

会津若松市国土強靱化地域計画 【概要版】

第1章 はじめに

■計画策定の趣旨・位置づけ

国、県と連携し、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な地域社会を構築するため、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定

■計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

第2章 基本的な考え方

■基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興が図られること

■事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、8項目を設定

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 地域特性

■本市における主な自然災害リスク

地震、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

■脆弱性評価の枠組み及び手順

- ・今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、災害リスクの対象とする。
- ・第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域特性や施策の重複などを勘案し、30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

■脆弱性評価と推進方針

（裏面別表）

第5章 計画の推進

■推進方針の重点化

30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、重要度、影響度、市の役割を考慮し、重点化により対応すべき15項目を設定

■進捗管理及び見直し

強靱化施策の実効性を確保するため、進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行う

■推進のための取組（具体的事業）

（別紙）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	推進方針
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	■庁舎等の機能確保 ■学校施設（避難所施設）の耐震化等 ■公園の整備 ■道路・橋りょう等の長寿命化 ■まちの拠点整備 ■住宅・建築物の耐震化の促進 ■宅地の耐震化 ■高齢者福祉施設等の耐震化等 ■認定こども園・保育所等の整備 ■空家対策の推進 ■火災予防の推進 ■消防団の体制強化 ■消防水利の整備
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	■総合的な治水対策の推進 ■土地利用の適正化 ■河川や水路の改修 ■内水対策の推進 ■ため池の決壊等防止 ■防災（水防）対策
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	■火山噴火避難体制の整備 ■土砂災害防止対策 ■森林の多面的機能の保全 ■土地利用の適正化（再掲）
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	■道路の除排雪体制の強化 ■除雪インフラの整備推進
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	■情報伝達手段の充実 ■地域防災力の向上 ■避難行動要支援者対策の推進 ■要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 ■学校における防災体制の強化 ■在住外国人への情報伝達 ■観光客への情報発信と受入体制の整備 ■避難誘導案内表示の整備
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	■水道管路の更新・耐震化 ■上水道未整備地区における給水施設等の更新・耐震化 ■災害時の給水体制の整備 ■上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備 ■非常用物資の確保 ■道路・橋りょう等の長寿命化（再掲） ■学校給食施設の整備
	2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	■学校施設（避難所施設）の耐震化等（再掲） ■学校における防災体制の強化（再掲） ■公園の整備（再掲） ■避難所となる施設の改修・修繕等 ■避難場所・避難所の確保 ■指定避難所以外への避難者への支援
	2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	■道路ネットワークの整備 ■道路管理者間の連携体制の確保
	2-4 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	■消防団の体制強化（再掲） ■地域防災力の向上（再掲）
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	■公共交通ネットワークの確保・維持 ■観光客への情報発信と受入体制の整備（再掲） ■非常用物資の確保（再掲）
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	■応急医療・救護体制の強化 ■道路・橋りょう等の長寿命化（再掲）
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	■災害時における感染症等の拡大防止 ■生活排水対策 ■下水道施設の耐震化・長寿命化 ■学校における防災体制の強化（再掲）
	2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	■被災者の衛生管理及び健康管理等の体制強化 ■災害時の給水体制の整備（再掲） ■上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備（再掲） ■非常用物資の確保（再掲） ■避難場所・避難所の確保（再掲）
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	■庁舎等の機能確保（再掲） ■業務継続に必要な体制の整備 ■市町村相互応援体制の整備
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	■ICTに関する業務継続体制の強化
	4-2 情報伝達の不備や、災害時に活用する情報サービスが機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態	■情報伝達手段の充実（再掲）
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	■経営基盤の強化 ■工業団地の防災対策強化 ■道路・橋りょう等の長寿命化（再掲）
	5-2 食料等の安定供給の停滞	■公設卸売市場の機能確保 ■災害時の給水体制の整備（再掲） ■上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備（再掲） ■非常用物資の確保（再掲） ■農業生産基盤の災害強化
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	■再生可能エネルギーの普及拡大 ■災害時応援体制の整備（エネルギー供給） ■公園の整備（再掲）
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	■水道管路の更新・耐震化（再掲） ■上水道未整備地区における給水施設等の更新・耐震化（再掲） ■下水道施設の耐震化・長寿命化（再掲）
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	■公共交通ネットワークの確保・維持（再掲） ■道路・橋りょう等の長寿命化（再掲）
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	■農業生産基盤の災害強化（再掲） ■ため池の決壊等防止（再掲）
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出	■公害防止と生活環境の保全
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	■農地の多面的機能の保全 ■鳥獣被害対策の充実・強化 ■森林の多面的機能（再掲）
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	■災害廃棄物処理体制の整備
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	■災害・復興ボランティアの受入体制の確立 ■市町村相互応援体制の整備（再掲）
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	■町内会や関係団体との連携強化 ■地域防災力の向上（再掲）
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失	■指定文化財の防災対策
	8-5 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	■地籍調査の推進 ■空家対策（再掲）
	8-6 風評等による地域経済等への甚大な影響	■市民と行政とのコミュニケーションの推進 ■観光客への情報発信と受入体制の整備（再掲）